

環境影響評価指針（部会報告案）の概要

1 背景

環境影響評価指針は、愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価が科学的知見に基づき適切に行われるための指針として策定されている。

平成23年4月の環境影響評価法の改正を踏まえ、本県では、平成24年7月に条例を改正し、配慮書手続等を盛り込んだところである。

これに伴い計画段階配慮事項の検討に係る指針等必要な事項を整備するため、このたび、環境影響評価指針を改正するものである。

2 環境影響評価指針（部会報告案）の概要

< I 配慮書手続の追加に伴う新設事項 >

(1) 計画段階配慮事項の選定等に関する指針（指針第3）

ア 位置等に関する複数案の設定（指針第4）

- 事業の位置、規模又は建造物等の構造若しくは配置に関する複数案を適切に設定し、複数案を設定しない場合はその理由を明記する。
- 事業の位置、規模に関する複数案を優先させるよう努める。
- 代替事業により対象事業の目的が達成される場合等、対象事業を実施しない案を含めて検討することが合理的である場合は、これを複数案に含めるよう努め、当該案を含めない場合はその理由を明記する。

イ 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握（指針第5）

- 計画段階配慮事項の検討に必要な事業特性、地域特性を把握する。

ウ 計画段階配慮事項の選定（指針第6）

- 計画段階配慮事項は、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施による影響要因（工事の実施、土地又は工作物の存在、土地又は工作物の供用）により重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。
- 計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて影響要因を適切に区分し、当該影響要因ごとに検討する。また、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定する。当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を明らかにするよう努める。

エ 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（指針第7）

- 「生態系」に関する調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できるようにするものとする（「生態系」を除く環境要素については、基本的に方法書以降に同じ。）。

オ 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法（指針第8）

- 調査は、原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。

カ 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法（指針第9）

- 予測は、可能な限り定量的に把握する手法により行う。

キ 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法（指針第10）

- 評価は、位置等に関する複数案が設定されている場合には、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度の整理・比較により行う。

(2) 配慮書に係る一般の意見の聴取に関する指針（指針第11）

ア 配慮書の案等に係る意見の聴取の方法等（指針第12）

- 一般（県民等）に環境の保全の見地からの意見を求めない場合はその理由を明らかにする。また、計画の立案を段階的に行う場合は、配慮書の案又は配慮書について意見を複数回求めるよう努める。
- 配慮書の案について意見を求めるよう努める。
- 配慮書について知事が意見を述べるときは、配慮書の案又は配慮書に対する一般の意見に配慮する。

イ 配慮書の公告及び縦覧等（指針第13）

- 一般の意見を求めるときは、30日以上の適切な期間を確保し、配慮書の案又は配慮書を縦覧するとともに、事業者のウェブサイトにより公表する。
- ※ 配慮書の案等の縦覧、一般から意見を求める旨の公告等の具体的な方法については、基本的に方法書以降の手續に同じ。

(3) 計画の立案の段階における決定事項（指針第28）

- 計画の立案の段階における決定事項は事業の位置、規模又は建造物等の構造若しくは配置に関するものとする。
(参考) 事業の位置等を決定するに当たって計画段階配慮事項の検討を行う。

＜Ⅱ 既存指針部分の追加事項＞

(1) 環境影響評価の項目等の選定に関する指針（指針第14）

ア 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握（指針第15）

- 評価の項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等を整理した上で、地域特性、事業特性を把握する。

イ 環境影響評価項目の選定（指針第16）

- 考慮の対象とする環境要素のうち、「騒音」を、「騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音波をいう。）」に改める。
（配慮書手続における環境要素も同様に規定。）
- 項目の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を明らかにするよう努める。

ウ 環境影響評価項目等の選定に係る調査、予測及び評価の手法（指針第17）

- 調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限に活用する。
- 手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を明らかにするよう努める。

エ 参考手法（指針第18）

- 調査・予測の手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性、地域特性を踏まえ、最適な手法を選定する。

(2) 環境保全措置に関する指針（指針第22）

ア 検討結果の整理（指針第25）

- 配慮書において位置等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から対象事業の位置等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにできるよう整理する。

(3) 事後調査の項目等の選定に関する指針（指針第27）

- 事後調査の項目及び手法の選定、事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う。

(4) 方法書、準備書、評価書及び報告書の作成方法

ア 方法書、準備書、評価書の作成（指針第 29、30、31）

- 環境影響評価の項目及び手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を明らかにするよう努める。

イ 報告書の作成（指針第 32）

- （報告書について以下の記載事項を追加。）
 - ※ 法に基づく報告書の記載事項との整合
 - ・環境保全措置（事後調査に係るもの。）の内容、効果及び不確実性の程度
 - ・事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - ・専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含める。）
- 事後調査が終了するまでの間に事業主体が他の者へ引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を報告書に記載する。

(5) 配慮書、方法書及び準備書における関係地域の決定方法

ア 環境影響を受ける範囲と認められる地域（指針第 33）

- 配慮書手続における関係地域は、位置等に関する複数案について環境要素に係る重大な環境影響を受けるおそれのある地域とする。

(6) 別表

別表第 1（参考項目；指針第 16 関係）、別表第 2（参考手法；指針第 18 関係）

- 風力発電所の設置の工事等の対象事業への追加に伴い、風力発電設備の稼働による騒音及び低周波音^注、風車の影（シャドーフリッカー）、重要な動物、生態系に係る環境影響について参考項目、参考手法に追加する。

注）指針第 6 及び第 16 では、環境要素の定義上、周波数帯が重複しないよう「騒音（周波数 20 ヘルツ以上）及び超低周波音（周波数 20 ヘルツ以下）」としているが、参考項目、参考手法では、環境問題の実態に合わせて「騒音（周波数 20 ヘルツ以上）」及び「低周波音（周波数 100 ヘルツ以下）」を環境要素とした。

- 工事中の建設機械の稼働等による温室効果ガスに係る環境影響について参考項目、参考手法に追加する。
- 廃棄物最終処分場の供用において建設機械等が稼働するため、上記と同様に温室効果ガスに係る環境影響について参考項目、参考手法に追加する（これに伴い、影響要因の項目名「廃棄物の埋立て」を「埋立機械の稼働等」及び「廃棄物の存在・分解」に分割する。）。)

【参 考】 環境影響評価指針（部会報告案）の構成

- 第1 趣旨
- 第2 用語

1 計画段階配慮事項の選定並びに当該計画配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針 【新設】

- 第3 計画段階配慮事項の選定等に関する指針
- 第4 位置等に関する複数案の設定
- 第5 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第6 計画段階配慮事項の選定
- 第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- 第8 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- 第9 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- 第10 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法

2 計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針 【新設】

- 第11 配慮書に係る意見の聴取に関する指針
- 第12 配慮書に係る意見の聴取の方法等
- 第13 配慮書の公告及び縦覧等

3 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

- 第14 環境影響評価の項目等の選定に関する指針
- 第15 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握
 - ・計画段階配慮事項の検討の経緯等の整理（追加）
- 第16 環境影響評価の項目の選定（別表1 参考項目）
 - ・環境要素における「超低周波音」の追加（追加）
 - ・助言を受けた専門家等の所属機関の種別の開示（追加）
- 第17 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法
 - ・計画段階配慮事項の検討における情報及び結果の活用（追加）
 - ・助言を受けた専門家等の所属機関の種別の開示（追加）
- 第18 参考手法（別表2）
 - ・最新の科学的知見の反映、最適な手法の選定（追加）
- 第19 環境影響評価項目に係る調査の手法
- 第20 環境影響評価項目に係る予測の手法
- 第21 環境影響評価項目に係る評価の手法

4 環境の保全のための措置に関する指針

第 22 環境保全措置に関する指針

第 23 環境保全措置の検討

第 24 検討結果の検証

第 25 検討結果の整理

・事業計画に係る複数案からの絞り込み過程の検討の明示（追加）

第 26 事後調査の実施

5 事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針

第 27 事後調査の項目等の選定に関する指針

・事後調査項目・手法の選定及び事後調査の終了等の判断における専門家の助言等客観的・科学的な選定・検討（追加）

6 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項

【新設】

第 28 計画の立案の段階における決定事項

7 方法書、準備書、評価書及び報告書の作成方法

第 29 方法書の作成

・助言を受けた専門家等の所属機関の種別の開示（追加）

第 30 準備書の作成

・助言を受けた専門家等の所属機関の種別の開示（追加；第 29 の準用）

第 31 評価書の作成

・助言を受けた専門家等の所属機関の種別の開示（追加；第 30 の準用）

第 32 報告書の作成

・環境保全措置の内容・効果、不確実性の程度、専門家の助言内容等の記載事項への追加（追加）

・事業主体が引き継がれた場合等における協力・要請の方法等に係る記載（追加）

8 配慮書、方法書及び準備書における関係地域の決定方法

第 33 環境影響を受ける範囲と認められる地域

・配慮書手続において重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（追加）

9 別表

別表第 1（第 16 関係：参考項目）

別表第 2（第 18 関係：参考手法）

・風力発電所の設置等の工事業に係る参考項目・参考手法（追加）

・建設機械稼働等による温室効果ガスに係る参考項目・参考手法（追加）

・廃棄物最終処分場の供用における温室効果ガスに係る参考項目・参考手法（追加）